

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格の取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年3月25日まで

私は、昭和43年3月12日付けでA事業所C工場に入社し、45年10月1日付けで同社C工場から同社B工場に転勤したが、継続して勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された辞令発令簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務（昭和45年10月1日に同社C工場から同社B工場に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA事業所C工場から同社B工場へ転勤したとする同僚4人について、A事業所C工場及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の人事担当社員は、「転勤した社員については、それぞれの工場の担当事務課で社会保険の届出等を行っていたが、転勤した社員を転入した当社各工場において社会保険に加入させないというようなことはなかったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年3月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和58年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月5日から同年11月20日まで

私は、申立期間当時、B事業所の社員であったが、同社が社船を売却したため、その代船であるA事業所の所有する船舶（船名は、C船）に乗り組んでいた。

しかし、C船に乗り組んでいた期間のうち、申立期間について、船員保険の被保険者記録が無い。当時の給与支払明細書があるので、船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳、申立期間に係る給与支払明細書及びA事業所が交付した船員失業証明票、B事業所から提出された「創業80年史」において、同社が社船を売却し、その代船としてA事業所の所有する船舶（船名は、C船）に同社の社員を乗り組ませることになった旨記載されていること、並びに申立人と一緒に乗船していたとする同僚全員について、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が申立期間においてA事業所の所有する船舶に乗り組み、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る船員保険被保険者名簿の昭和58年7月の記録及び申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細書において確認できる船員保険料の控除額から、

44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を50万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立事業所であるA事業所において、平成17年12月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録に当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A事業所から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び平成17年冬季賞与控除額内訳表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、50万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立事業所であるA事業所において、平成17年12月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録に当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A事業所から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び平成17年冬季賞与控除額内訳表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を31万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立事業所であるA事業所において、平成17年12月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録に当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A事業所から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び平成17年冬季賞与控除額内訳表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、31万7,000万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立事業所であるA事業所において、平成17年12月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録に当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A事業所から提出された平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び平成17年冬季賞与控除額内訳表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案562

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの期間及び4年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年6月まで
② 平成4年4月から同年6月まで

平成3年4月ころ、A市区町村役場窓口において、父が私の国民年金加入手続を行い、同窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村が保管する「国民年金資格得喪履歴」から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月以降に払い出されたと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これら手続等を行ったとする申立人の父親から、申立人の国民年金加入手続を行った時期等に係る具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私は、20歳の時点で学生であり、卒業後も就職せず、家事手伝いで所得も無かったことから、父が私の国民年金加入手続を行い、申立期間を通じて保険料を納付してくれたと記憶している。

申立期間が国民年金保険料納付済期間とされていないことに納得できないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の資格取得年月日等から、昭和51年4月10日から同年4月16日までの間に払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、46年9月から48年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間のうち49年1月以降の保険料について過年度納付すること、あるいは、第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）において、申立期間の保険料を特例納付することは可能であったものの、申立人からこれら納付をうかがわせる供述は得られない。

また、国民年金被保険者台帳及びA市区町村の保管する被保険者名簿のいずれにも、申立期間の保険料が納付された事実は記載されておらず、訂正された形跡も認められない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立人の国民年金加入時期及び保険料の納付状況等に係る供述が得られない。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年4月1日まで

私は、A事業所に、卒業した高等学校の推薦により昭和32年2月1日付けで臨時社員として入社し、その後、正社員となり、平成11年までの期間において勤務した。

厚生年金保険には入社と同時に加入していたはずなので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所原簿によれば、申立事業所は、昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、同年2月1日から同年11月1日までの期間において、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和32年11月1日から34年4月1日までの期間については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人から供述が得られたが、当該同僚は、「私は正社員として入社したが、その当時は、申立人に限らず、A事業所へ紹介等により臨時社員として入社する人も多くいた。これら臨時社員の正社員への登用時期や厚生年金保険への加入時期は人によって異なっていたように思う。」、「私と同じころに入社した臨時社員は、入社後約3か月で正社員になったが、私は臨時社員から正社員になるのに1年近くかかった。」とそれぞれ供述している上、33年3月ころに申立事業所に入社したとする他の同僚は、「私は臨時社員として入

社し、すぐに正社員に登用された。正社員となった後も給与が少なかった
ので、しばらくの間においては健康保険及び厚生年金保険に加入してい
なかったが、病気で入院することとなり、その際に社長が、『健康保険に
加入していないと困るだろう。』と言って、健康保険及び厚生年金保険に加入
させてくれた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿で確認できる
当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日は、雇用保険被保険
者資格取得日（昭和33年3月23日）の約1年後の34年4月1日であること
が確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも
すべての従業員を入社と同時に、又は申立事業所が厚生年金保険の適用事
業所に該当すると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況
がうかがえる。

さらに、申立事業所は、「当時の人事記録等の関連資料は、平成元年の当
社本社移転時に保存期間が過ぎているということで廃棄されており、当時
の状況は不明である。」と回答するなど、申立人の給与からの保険料控除等
について確認できない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、
申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和32年11月1日から、
申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した34年4月1日までの期間
における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名は確認
できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資
料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から35年4月1日まで
② 昭和35年4月1日から40年5月11日まで
③ 昭和40年7月13日から同年12月30日まで

申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録については、A事業所(申立期間③)を退職した後、脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は脱退手当金の支給申請手続きを行っておらず、脱退手当金をもらった記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印が確認できるとともに、当該名簿において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が申立人の前後2年以内の者であって、当該事業所で2年以上の被保険者期間がある者の中で申立人以外に「脱」表示がある者が9人確認できるが、オンライン記録において、いずれの者にも脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金の支給決定は、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年4月26日になされていることが確認できるとともに、脱退手当金の支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。